

特別養護老人ホーム偕生園

ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第64号）第152条第1項及び島根県指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第65号）第134条第1項に基づき、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供を開始するに当たり、あらかじめ重要な事項について説明するものです。

1 経営法人

法人名	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団		
法人所在地	松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5F		
電話番号	(0852) 32-5966	FAX	(0852) 32-5968
代表者名	理事長 山崎 功		
設立年月日	昭和40年7月17日		

2 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホーム偕生園		
提供するサービス	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護		
開設年月日	昭和12年4月1日		
事業所所在地	浜田市黒川町 196 番地 1		
管理者名	高田 泰徳		
電話番号	(0855) 23 - 5755	FAX	(0855) 23 - 7445
E-mail	kaisei@ssw.or.jp		
事業の目的	利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニット（少数の居室及び当該居室に隣接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所をいう。以下同じ）において利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神		

	的負担の軽減が図れるよう、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「サービス」という。）を適切に提供することを目的とする。
運営方針	<p>(1) 利用者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、居宅介護サービス計画に基づき、利用者の立場に立った適切かつ誠意ある短期サービス提供を行う。</p> <p>(2) 利用期間中、入・退所時には、家族への連絡及び連携を密に行い、より適切なサービスを提供する。</p> <p>(3) 事故防止、感染症防止対策の徹底を図り、より安心・安全なサービスの提供を行う。</p> <p>(4) 職員の質の向上及び育成のため、園内研修、派遣研修、自己研鑽を計画的に取り組み組織の活性化を図る。</p>

3 同一所在地で提供する福祉サービス

サービスの種類	島根県知事の事業所指定		定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成12年4月1日	島根 3270790011 号	70人
短期入所生活介護	平成12年4月1日	島根 3270790011 号	10人
介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	島根 3270790011 号	
地域密着型通所介護	平成28年2月1日	島根 3270700465 号	18人
介護予防通所介護（従来型）	平成29年4月1日	島根 3270700465 号	
居宅介護支援	平成12年4月1日	島根 3270700044 号	-

4 事業所の設備

(1) 構造及び面積

敷地面積	7698.46 m ²
建物構造	鉄骨造2階建
延べ床面積	4900.46 m ²

(2) ユニットの概要と設備

ユニットの総数	8ユニット
ユニットの入居定員	1ユニット10人
ユニットの設備	食堂・リビング（床面積150.95 m ² 1人当たり15.095 m ² ） 浴室（床面積11.38 m ² ）
居室の概要	個室（床面積14.49 m ² ）、各居室に洗面設備、トイレを設置

(3) その他の設備

特殊浴室	17.87 m ²	2階に1か所
医務室（診療所）	32.70 m ²	
地域交流スペース	117.00 m ²	1階 寄合処
セミパブリックスペース	24 m ²	2階 憩い処

5 職員体制

(1) 職員の配置状況

職種	業務内容	常勤	非常勤	常勤換算
管理者	事業所の業務を統括し、職員を指揮監督します。	1人		1人
事務職員	会計事務、給与事務その他の庶務を行います。	3人		3人
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。		2人	1人
生活相談員	利用者の生活全般についての相談、援助業務等を行います。	2人		2人
介護支援専門員	利用者のサービス計画に関する業務を行います。	1人		1人
介護職員	各ユニットで利用者の日常生活に必要な介護等を行います。なお、各ユニットには常勤のユニットリーダーを1名ずつ置き、当該ユニットを統括します。	32人	18人	43.6人
看護職員	利用者の健康管理、保健衛生業務等を行います。	4人	1人	4.6人
機能訓練指導員	利用者の身体機能の維持・改善等のための訓練を行います。	1人		1人
管理栄養士	献立作成、利用者の食事全般に関する栄養指導等を行います。	1人		1人
調理員	調理業務を行います。	1人	4人	3.7人
警備員	夜間及び休日の防犯、防災のための警備を行います。		3人	1人

(2) 職員の勤務時間

職種	勤務時間	備考
施設長	8：45～17：30	月曜日から金曜日まで
事務職員	8：45～17：30	月曜日から金曜日まで
生活相談員	8：45～17：30	月曜日から金曜日まで
介護支援専門員	8：45～17：30	月曜日から金曜日まで
介護職員	早番① 7：00～15：45 早番② 8：00～16：45 日勤① 8：30～17：15 日勤② 8：45～17：30 日勤③ 9：45～18：30 日勤④ 10：00～18：45 日勤⑤ 10：15～19：00 日勤⑥ 10：45～19：30 遅番① 11：15～20：00 遅番② 11：45～20：30 遅番③ 12：15～21：00 遅番④ 13：15～22：00 夜勤 22：00～7：00	4週4休以上8休以下 左記の勤務時間を基本として、各ユニットで、入居者の生活時間に併せて勤務時間を調整します。
看護職員	早番 7：30～16：15 日勤 9：15～18：00 遅番 10：00～18：45	4週8休
機能訓練指導員	8：45～17：30	月曜日から金曜日まで
管理栄養士	8：45～17：30	月曜日から金曜日まで
調理員	早番 6：15～15：00 日勤 8：00～16：45 中番 8：45～17：30 遅番 10：00～18：45	4週8休

※併設する特別養護老人ホームの職員を兼務しています。

※ローテーションにより、介護職員と看護職員の勤務日及び勤務時間は異なります。

※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

6 介護保険の給付対象となるサービスの内容と利用料

(1) サービスの内容

項目	内容
----	----

食事	<ul style="list-style-type: none"> 心身の状況や嗜好に応じた食事を提供します。 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供します。 自立支援のため離床して各ユニットの食堂にて食事を摂っていただくことを原則としていますが、利用者の意思を尊重して対応します。 食べられない物やアレルギーがある方は事前にご相談下さい。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 身体の状態に応じて一般入浴と、特殊入浴に分かれます。 原則として週2回以上の入浴となります。体調不良などで入浴が困難な場合は清拭を行います。また、利用者のご要望に応じて入浴回数を配慮します。 入浴・清拭は、プライバシーに配慮して行います。
排せつ	<ul style="list-style-type: none"> 全居室にトイレがあります。排せつの自立にむけ、心身の状況に応じて、適切に支援します。 おむつの使用は、個別に合った種類を選んで使用し、適切に交換します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を営むのに必要な機能の改善と身体機能の低下を防止するため、入居者の状況に合った機能訓練を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 医師や看護職員が、健康管理を行い、心身の健康状態に留意し疾病の早期発見、予防に努めます。 体調不良時は、ご家族に連絡をします。対応をお願いします。状況によっては、退所していただく場合があります。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族等からの相談については、可能な限り必要な援助を行います。
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の嗜好に応じた自立的活動を支援します。 生活に潤いと張りを持ってもらうため、園全体行事の他、各ユニットでの行事も行います。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身及び家庭の状況により送迎が困難な場合に送迎を実施します。 土曜、日曜、祝日は原則行いません。

(2) サービス計画

利用者が、概ね4日以上連続して利用する場合は、具体的なサービス提供方針やサービス内容について、次のとおりサービス計画を作成します。

- ① サービス計画の作成は、介護支援専門員又は知識及び経験を有する職員（以下「計画作成担当者」という。）が担当します。
- ② サービス計画の作成に当たっては、担当居宅介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画」に沿って利用者が自立した生活を営むことができるよう、利用者及びその家族等の希望、解決すべき課題等を把握し、サービスの提供に当たる他の

職員と協議の上、作成します。

- ③ 計画作成担当者は、サービス計画を利用者及びその家族等に丁寧に説明し、文書により同意を得た上で、決定したサービス計画を書面で交付します。

(3) 利用料

① 基本部分（1日につき）

要介護状態等区分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	704円	1,408円	2,112円
要介護2	772円	1,544円	2,316円
要介護3	847円	1,694円	2,541円
要介護4	918円	1,836円	2,754円
要介護5	987円	1,974円	2,961円
要支援1	529円	1,058円	1,587円
要支援2	656円	1,312円	1,968円

② 事業所の体制等に係る加算（1日につき）

名称	算定要件	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員のうち、介護福祉士を有する者を60%以上配置している場合	18円	36円	54円
夜勤職員配置加算Ⅳ（介護予防短期サービスを除く）	夜勤時間帯を通じて看護職員又は資格を有する介護職員を1人以上配置している場合	20円	40円	60円
機能訓練指導体制加算	機能訓練の職務に従事する有資格者を1人以上配置している場合	12円	24円	36円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症介護に係る専門的な研修修了者を配置し、認知症ケアに関する研修を実施している場合	4円	8円	12円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合	10円	20円	30円

③ その他必要に応じ算定する加算等（1日につき）

名称	算定要件	1割負担	2割負担	3割負担
緊急短期入所受入加算	家族の病気等やむを得ない理由により、居宅で介護を受けることが困難な利用者を、緊急で受け入れた場合	90円	180円	270円
送迎加算	利用者の心身の状況、家庭の状況等により送迎が困難な場合	184円 (片道)	368円 (片道)	552円 (片道)
若年性認知症受入加算	若年性認知症の利用者に対し個別に担当を決め短期入所サービスを提供した場合	120円	240円	360円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合（空床利用した場合のみ）	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員を基準以上配置し、24時間連携体制を確保している場合（空床利用した場合のみ）	8円	16円	24円

④ 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ (令和6年5月まで)	介護職員に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして、島根県知事に届出た事業所を対象とする加算	①～③の合計額に8.3%を乗じた額		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (令和6年5月まで)	介護職員処遇改善加算を算定する事業所が、更なる処遇改善の実施を島根県知事に届出し、その具体的取組内容を公表している場合対象となる加算	①～③の合計額に2.7%を乗じた額		
介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月まで)	介護職員等に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして、島根県知事に届出た施設を対象とする加算	①～③の合計額に1.6%を乗じた額		
介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月から)	福祉・介護職員に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして、島根県知事に届出た施設を対象とする加算	①～③の合計額に14%を乗じた額		

7 介護保険の給付対象とならないサービスの内容と費用

項目	費用の額
----	------

食費	食費は、食材料費と調理費相当として1日につき1,445円の自己負担となります。 朝食311円、昼食567円、夕食567円
滞在費	居住費は、室料及び光熱費相当として1日につき2,006円の自己負担となります。
理美容代	希望により、理容師の出張による散髪を利用された場合は、実費を負担していただきます。その他、顔そり、パーマなどを行う場合、別途料金が必要となります。
※上記のもの以外に、利用者からの依頼により購入する趣味嗜好品及び被服等、利用者負担させることが適当と認められるものは実費相当額を負担していただきます。その場合、内容についてあらかじめ説明し、同意を得るものとします。	

8 利用者の負担軽減のための制度

次のとおり、利用者の負担軽減のための制度がありますのでご相談下さい。

(1) 介護保険の食費及び居住費の負担限度額の認定

利用者の収入等によって、利用者負担第1～第3段階とそれ以外に認定され、食費及び居住費の負担の上限額が設定されます。

当該負担限度額の認定には市町村への申請が必要で、認定されると認定証が交付され、食費及び居住費の自己負担限度額が定められます。

入居者負担段階	食費		居住費	
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
【第1段階】 世帯全員が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している方 又は生活保護を受給している方	1,445円/日	300円/日	2,006円/日	820円/日
【第2段階】 世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方		600円/日		820円/日
【第3段階】① 世帯の全員が市町村民税非課税かつ、 本人の年金収入等が80万円超120万円以下の方		1,000円/日		1,310円/日
【第3段階】② 世帯の全員が市町村民税非課税かつ、 本人の年金収入等が120万円超の方		1,300円/日		

つ、本人の年金収入等が 120 万円超の方				
-----------------------	--	--	--	--

(2) 高額介護サービス費

介護保険の給付内対象となるサービス利用料の自己負担額(1割～3割)が一定の上限額を超えた場合は、別途市町村へ申請することにより1か月の上限額を越えた額が払い戻されます。該当の方には、市町村より申請書が郵送されます。

該当の方		負担の上限
世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 又は生活保護を受給している方		15,000 円/月
世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方		15,000 円/月
世帯の全員が住民税非課税で、上記に該当しない方		24,600 円/月
世帯内のどなたかが市町村民税を課税されている方		44,400 円/月
世帯内のどなたかが現役並み所得者に相当する世帯の方	課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満の方	44,400 円/月
	課税所得 380 万円～690 万円 (年収約 770 万円～1,160 万円) 未満の方	93,000 円/月
	課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上の方	140,100 円/月

(3) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

当法人は、利用者負担額軽減制度を実施しています。市町村が、特に生計が困難である者として認めた場合に、この制度が適用されます。

9 利用料等の支払方法

利用料及び介護保険の給付対象とならないサービスに係る費用は1か月ごとにお支払いいただきます。

なお、お支払いの方法は、次の中から選択することができます。

(1) 預金口座からの振替

当事業所では、利用者又はそのご家族等から提出された口座振替依頼書により指定された金融機関の口座から、毎月4日に前々月分の利用料等を振替させていただきます。利用料等に係る請求書及び利用明細書は、毎月20日頃、領収書は振替確認後、指定された住所へお送りします。

※口座振替日が金融機関休業日に該当する日は、翌営業日を振替日とします。

(2) 金融機関での支払

毎月20日頃、請求書及び利用明細書をあらかじめ指定された住所へお送りしますの

で、到着後速やかに金融機関でお支払ください。

なお、振込手数料等は払込人の負担となります。

(3) 現金による支払

当事業所の事務室へ請求書及び利用明細書をお持ちになりお支払ください。その場で領収書を発行します。

なお、お支払いについては、月曜日～金曜日の 9:00～17:00 の間にお願いします。

10 サービス提供の開始及び終了について

(1) サービス提供の開始について

サービス提供の開始に当たっては、利用申込者の心身の状況、事業所のサービス提供体制等を総合的に判断し、サービス提供を拒む正当な理由がない場合は、本書面をもって重要な事項を説明の上、サービス利用契約を締結し、サービスの提供を開始します。

(2) サービス提供の終了について

次の事項に該当する場合は、契約を終了します。

- ① 利用者が亡くなった場合
- ② 利用者の要介護状態区分が自立と認定された場合
- ③ 法人が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事情により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が困難になった場合
- ⑤ 事業所がユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の指定を取り消された場合
- ⑥ 利用者から契約解約の申し出がされた場合
利用者は、事業所に対しいつでも契約の解約を申し入れることができます。この場合は、サービス提供終了希望日の7日前までに申し出てください。
- ⑦ 利用者から契約解除の申し出がされた場合
以下の場合については、直ちに契約を解除することができます。
 - ア 事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - イ 職員が、故意又は重大な過失により利用者の生命、身体、財産又は信用を傷つける等の行為を行った場合
 - ウ 他の利用者が、利用者の生命、身体、財産若しくは信用を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合
- ⑧ 事業所から契約解除の申し入れを行う場合
以下の場合については、3週間以上の予告期間をもって、事業所から契約の解除を行うことができるものとします。
 - ア 利用者が、支払能力があるにもかかわらず、利用料等の支払が、6か月以上遅延

- し、事業所の相当期間にわたる催告にもかかわらず、支払わない場合
- イ 利用者が、他の利用者若しくは事業所に勤務する職員の生命、身体、財産又は信用を傷つける等の行為を行い、相当期間にわたる介護を行ったにもかかわらず、その状況の改善が見込めない場合
- ウ 利用者が、自らの生命又は身体を傷つけ、若しくは傷つけるおそれがある場合で、相当期間にわたる介護を行ったにもかかわらず、その状況の改善が見込めない場合
- ⑨ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 サービス利用上の留意事項

サービスの利用に当たっては、次の事項の遵守をお願いします。

来訪・面会	特に時間の制限は設けておりませんが、玄関は夜8時頃に施錠します。それ以降の面会の場合はご連絡ください。
外出	外出される場合は、事前にお伝えください。送迎サービスは行っておりません。
居室・設備・器具の利用	事業所の居室や設備、器具の利用の際は本来の用途に従って利用してください。
現金等の管理	本人管理による現金については、利用時にお知らせください。本人が管理できない場合は、ご持参いただかないようお願いいたします。
宗教・政治活動	事業所内での他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
喫煙	原則禁煙です。喫煙される場合はご相談ください。
動物飼育	事業所内での動物飼育はお断りします。
迷惑行為など	騒音など他の方に迷惑になる行為はご遠慮願います。また、無断で他の居室に立入らないようにしてください。

12 サービス利用時に持参していただく物

別紙で説明いたします。

13 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、事業所が別に定める対応方針に基づき適切に対応します。

14 非常災害時の対応

特別養護老人ホーム偕生園消防計画等に基づき、状況に応じた適切な対応を行います。

す。

防火管理者	総務係長 加田 靖典			
訓練の実施	夜間及び昼間を想定した避難及び消火の訓練を年2回以上実施します。			
防災設備	スプリンクラー	あり	防火扉	あり
	避難スロープ等	あり	補助散水栓	あり
	自動火災報知機	あり	自動火災通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
協力体制	有事の際は、黒川町内会と協力することとなっています。			

15 虐待防止及び身体拘束廃止のための措置

(1) 虐待防止のための措置

利用者の人権を擁護し、虐待を防止するため、虐待防止・身体拘束廃止委員会を設置するとともに、次の取組を行います。

- ① 管理職を含めた職員全体を対象とする、虐待防止や人権意識を高めるための研修を実施します。
- ② 職員が、業務上抱える課題や悩みを抱え込まず、相談・協力し合える職場環境を整備します。
- ③ 虐待防止のための対策及び虐待発生時の対応方法について定め、利用者の尊厳を守り、その権利利益を擁護します。

虐待防止責任者	管理者 高田 泰徳
虐待防止担当者	生活支援課長 上田 恵子

(2) 身体拘束廃止のための措置

利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者等の生命又は身体に危険がある場合等緊急止むを得ない場合は、次のとおり対応します。

- ① 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを、身体拘束廃止委員会で検討します。
- ② 緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容、目的、理由、拘束の期間等を詳細に説明し同意を得た上で、行います。
- ③ 拘束の期間は、利用者の日々の心身の状態等を観察し、記録します。
- ④ 拘束の期間が終了した時やその要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束廃止委員会で検討し、身体拘束等を解除します。

身体拘束適正化対応担当者	管理者 高田 泰徳
--------------	-----------

16 事故発生の防止及び発生時の対応

(1) 事故発生防止のための措置

事故の発生又はその再発を防止するため、事故対策部会を設置するとともに、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な取組を行います。

リスクマネージャー	生活支援課長 上田 恵子
-----------	--------------

(2) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、事故発生時のフロー（別紙1）に基づき、速やかに市町村、家族等関係機関に連絡を行い必要な対応をします。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、次の損害賠償保険の範囲で速やかに賠償を行います。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	対人賠償、対物賠償、管理財物保障 等
保険金額	対人：1億円まで（1事故1億円まで） 対物：1事故1千万円まで

17 苦情及び相談等の受付

(1) 苦情等の解決体制

提供するサービス等に関する相談や苦情については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領に基づき、苦情解決フロー（別紙2）のとおり適切に対応します。

(2) 苦情等の窓口

① 事業所における窓口

苦情解決責任者	管理者 高田 泰徳
苦情受付担当者	生活支援課長 上田 恵子
利用時間	月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）
利用方法	電子メール kaisei@ssw.or.jp 電話（0855-23-5755）での受付の他、面談でも伺います。 また、各階に意見箱を設置しています。

② 第三者委員

第三者委員氏名	電話番号	受付時間
和田 和子	0855-23-2009	平日 9:00～17:00
三浦 美穂	0855-25-0185	

③ 行政機関等

名称	所在地	電話番号	受付時間

島根県運営適正化委員会	松江市東津田 1741-3	0852-32-5913	8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
島根県国民健康保険団体連合会(苦情相談窓口)	松江市学園一丁目 7番 14号	0852-21-2811	9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)
浜田市健康医療対策課	浜田市殿町 1番地	0855-25-9320	8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
浜田広域行政組合介護保険課	浜田市殿町 1番地 浜田市役所北分庁舎 1階	0855-25-1520	8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

- 18 第三者評価の実施状況
実施の有無 無

19 衛生管理

事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生管理を徹底します。また、空調設備により適切な温度管理を行います。

利用者、職員ともに手洗い、うがいを励行し、感染予防の徹底に努めます。

20 協力医療機関

病院での診療や緊急時等の対応のため、協力医療機関を次のとおり定めています。

名 称	所 在 地
浜田医療センター	島根県浜田市浅井町 777-12
たけはら歯科クリニック	島根県浜田市相生町 4215

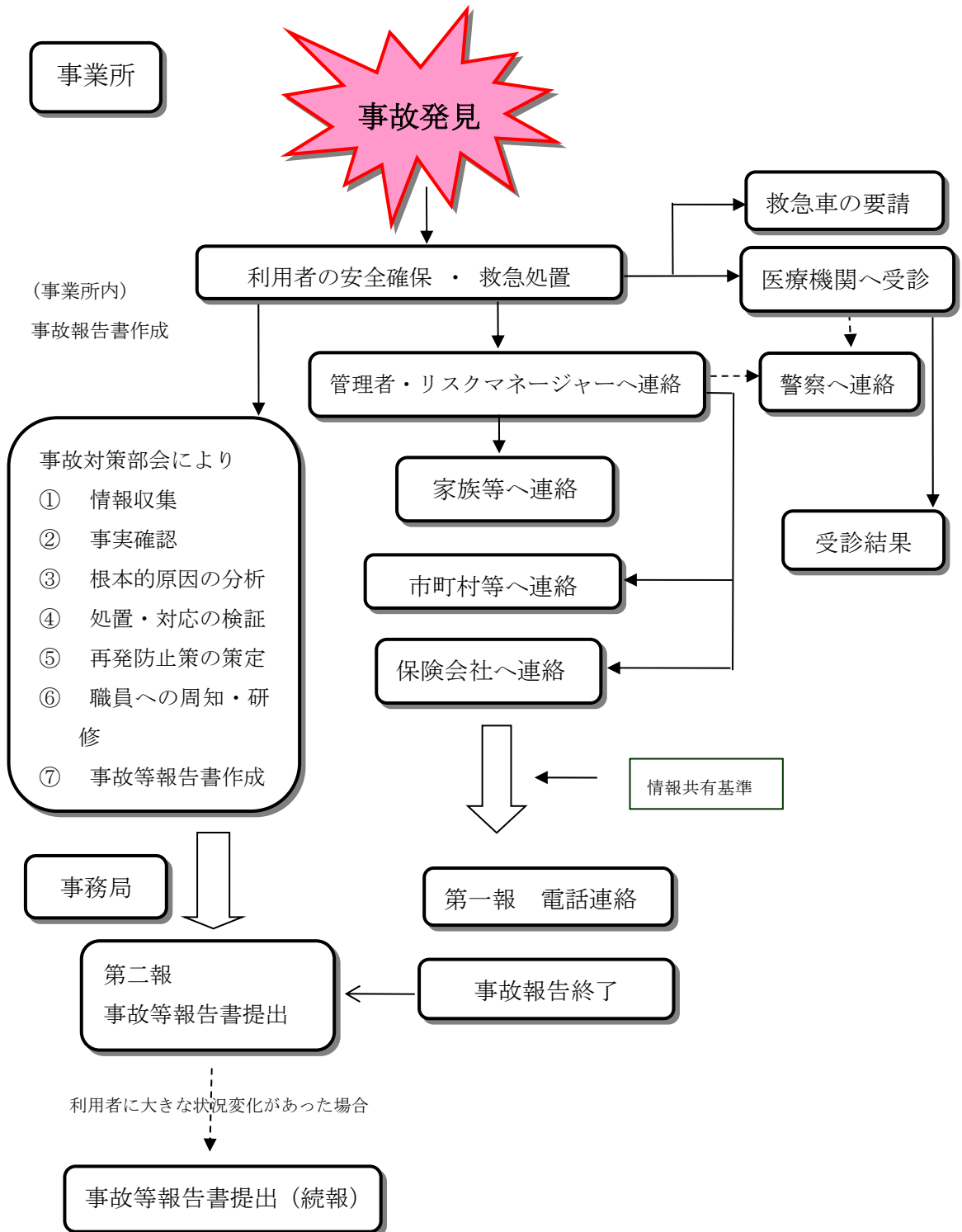
21 個人情報の使用及び管理について

利用者及び家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理します。

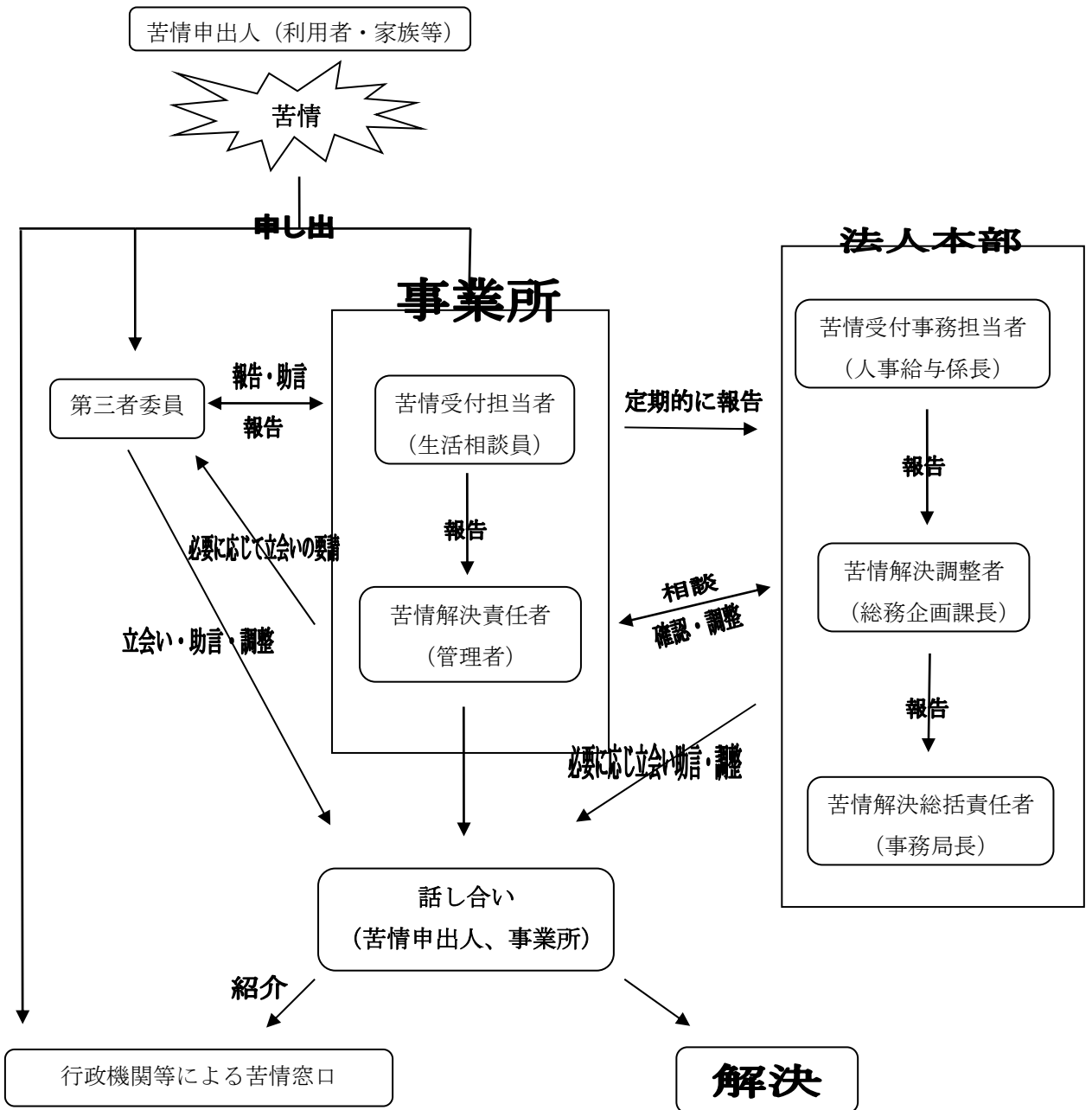
なお、個人情報の利用に当たっては、別途書面で同意をいただきます。

個人情報保護管理責任者	管理者 高田 泰徳
相談受付担当者	生活支援課長 上田 恵子

事故発生時のフロー



苦情解決フロー



利用にあたっての同意書

特別養護老人ホーム偕生園短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人島根県社会福祉事業団
偕生園園長 高田 泰徳
(特別養護老人ホーム偕生園)
説明者 主任生活相談員 植田 翔太

印

私は本書面に基づいて、事業者から特別養護老人ホーム偕生園短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の利用について、重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

署名代行者

住所

氏名

印

利用者との続柄 ()